

(証券コード6246)  
平成30年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

株式会社 **テクノスマート**

取締役社長 高橋 進

### 第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号  
御堂筋本町アーバンビル11階  
一般社団法人鐵鋼會館 5・6号会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

#### 3. 目的事項

報 告 事 項 第84期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.technosmart.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ①経済情勢及び業界の概況

当期における世界経済は、米国での雇用関係の改善や、欧州での設備投資の増加を背景に底堅く推移いたしました。なお国内では新規投資の動きが見られるものの、中小型の規模の設備投資に留まっております。また、電気自動車関連の車載用リチウムイオン二次電池の業界でも国内で新規投資の動きが見られるものの、大型投資は中国と米国に集中しております。当社においても売上高に占める輸出の割合が増加しており、この傾向は、少なくとも今後2～3年間は続くものと思われま

す。当社の関係する光学系フィルム業界では、中国において液晶フィルム関係で大型設備投資が進められております。なお国内では新規投資の動きが見られるものの、中小型の規模の設備投資に留まっております。また、電気自動車関連の車載用リチウムイオン二次電池の業界でも国内で新規投資の動きが見られるものの、大型投資は中国と米国に集中しております。当社においても売上高に占める輸出の割合が増加しており、この傾向は、少なくとも今後2～3年間は続くものと思われま

す。このような状況下において、当社では、大きな成長が期待される電気自動車関連への車載用リチウムイオン二次電池の電極用やセパレータ用及び燃料電池用塗工乾燥装置、液晶テレビ・スマートフォン・タブレット端末用の光学フィルムやタッチパネル用塗工装置、医療材用塗工乾燥装置及び電子部品関連塗工乾燥装置の受注強化に取り組んでまいりました。その結果、海外における車載用リチウムイオン二次電池業界及びディスプレイ用光学フィルム業界での大型設備投資に対する受注高に大きな伸びがありました。

##### ②売上及び損益の概況

売上高は、14,285百万円(前期比31.8%増)となりました。主な最終製品別売上高は、ディスプレイ部品関連機器が5,006百万円(前期比128.3%増)、機能性紙・フィルム関連塗工機器が3,778百万円(前期比179.8%増)、エネルギー関連機器が4,265百万円(前期比27.6%減)となりました。売上高に占める輸出の割合は、78.8%(前期は72.2%)となりました。売上総利益は、2,070百万円(前期比20.3%増)、売上総利益率は、14.5%(前期は15.9%)となりました。販売費及び一般管理費は、807百万円(前期比13.3%増)となりました。営業利益は、1,262百万円(前期比25.2%増)、経常利益は、1,281百万円(前期比24.1%増)、当期純利益は、890百万円(前期比28.6%増)となりました。

### ③受注の概況

受注高は、18,553百万円(前期比15.5%増)、その内輸出受注高は、14,684百万円(前期比10.7%増)となり、受注高に占める輸出の割合は、79.1%(前期は82.6%)となりました。受注残高は、12,611百万円(前期比51.2%増)、その内輸出受注残高は、10,701百万円(前期比47.1%増)となり、受注残高に占める輸出の割合は、84.9%(前期は87.2%)となりました。

品目別内訳は、ディスプレイ部品関連機器にて中国向けの大型の受注を獲得することができ、受注高が大きく伸びましたが、個別の受注金額は、中国市場や新興国を最終需要先とした国内企業向けをはじめ、中国や韓国企業向けでも、国内外の設備メーカーとの価格競争は大変厳しいものとなっております。

今後も光学フィルム関連と合わせて、二次電池及び燃料電池などのエネルギー関連業界に対し、更なる販売強化に取り組むたいと考えております。

### ④研究開発活動

スマートフォン・タブレット端末やタッチパネル用のハードコートフィルムや反射防止フィルム、透明導電性フィルムに対する薄膜塗工が可能なFKGコーター、ナノコーター及びスロットダイコーター、また生産効率の向上を目指したリチウムイオン二次電池電極製造用の両面同時塗工装置や高速間欠塗工装置、並びにセパレータ用の高速両面塗工装置などの開発を行っております。更に、最新のカセットチェンジコーターを揃えたテスト用クリーンパイロットコーターで、顧客との共同研究開発を行っております。

機種別の売上高及び受注高、受注残高は次のとおりであります。

機種別	売上高	構成比	受注高	構成比	受注残高	構成比
塗工機械	12,665百万円	88.7%	18,145百万円	97.8%	12,417百万円	98.5%
化工機械	1,421	10.0	209	1.1	169	1.3
その他	198	1.3	198	1.1	25	0.2
計	14,285	100.0	18,553	100.0	12,611	100.0

**(2) 設備投資及び資金調達の状況**

当事業年度における設備投資の総額は28百万円で、主に機械装置への投資であります。これらはすべて自己資金で賄いました。

また、平成30年1月16日付の取締役会で第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行を決議いたしました。新株予約権の権利行使が行われた結果、平成30年3月31日現在、自己株式220,000株の処分を含め、新株650,000株を発行し、1,140百万円の資金調達を行いました。

**(3) 対処すべき課題**

当社は、平成28年度から最終年度を平成30年度とした3年間の中期経営計画「Smart Future 2018」を策定しており、達成に向け鋭意努力しております。

最近の国内外の変化の激しい経済情勢の中、安定した経営基盤を確立するためには、より一層の新規応用分野への製品開発並びにコスト競争力の強化及び各部署での新規投資による効率化の推進が必要と考えております。

新規応用分野への製品開発は、当社が蓄積してきた二次電池分野、光学フィルム分野及び医療用部材分野などにおける技術力を背景に、日々の営業活動から新規顧客及び既存顧客の要望に応えるビジネスに積極的に取り組むと共に、常設しているテスト機で顧客との共同研究開発を一層展開してまいります。

コスト競争力の強化及び各部署での新規投資による効率化は、滋賀工場の新築及び増改築と生産設備等への新規設備投資により、生産効率を高めると共に、営業、設計、製造、資材の全部署において更なるグローバル展開を進め、収益力の向上に結び付ける仕組み作りを推進してまいります。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成26年度 2014/4～2015/3 第 81 期	平成27年度 2015/4～2016/3 第 82 期	平成28年度 2016/4～2017/3 第 83 期	平成29年度 2017/4～2018/3 (当期)第84期
売 上 高 (百万円)	10,211	8,807	10,837	14,285
当 期 純 利 益 (百万円)	303	209	692	890
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	28.65	19.81	65.38	83.14
総 資 産 (百万円)	15,388	15,830	18,364	19,391
純 資 産 (百万円)	10,220	10,164	10,923	12,832
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	964.59	959.38	1,030.99	1,118.59
受 注 高 (百万円)	7,967	7,961	16,067	18,553
受 注 残 高 (百万円)	3,959	3,113	8,343	12,611

(5) 主要な事業内容

各種紙やフィルムに関する塗工乾燥・熱処理装置、金属箔や不織布に関する塗工乾燥・熱処理装置、化工機、公害防止機器、熱交換器等の設計・製作・販売並びにこれらに付帯または関連する事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中央区久太郎町二丁目 5 番28号  
営 業 所 東京支店 (東京都中央区)  
工 場 滋賀工場 (滋賀県野洲市)

(7) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
256名	6名増	39歳8ヵ月	15年6ヵ月

## (8) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社滋賀銀行	319,064千円
株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行)	40,000
株式会社池田泉州銀行	39,340
株式会社紀陽銀行	38,934
株式会社近畿大阪銀行	38,934
株式会社南都銀行	37,600
株式会社りそな銀行	33,352

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 11,471,720株 (自己株式6,663株を含む)  
(注) 第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に伴う新株予約権の行使により、発行済株式の総数は650,000株増加しております。  
(3) 株主数 3,408名  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
テクノスマート取引先持株会	1,368,100	11.93
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	932,300	8.13
日本証券金融株式会社	564,100	4.92
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	387,800	3.38
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	379,600	3.31
株式会社滋賀銀行	321,875	2.81
椿本興業株式会社	278,250	2.43
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS - JAPAN AGGRESSIVE	262,100	2.29
東京産業株式会社	240,000	2.09
株式会社立花エレクトック	238,000	2.08

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項  
 その他新株予約権等に関する重要な事項

平成30年1月16日付の取締役会決議に基づき発行した第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

■本新株予約権の概要

割当日	平成30年2月1日
新株予約権の総数	18,000個
新株予約権の発行価額	総額15,210,000円
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,800,000株（新株予約権1個につき100株）
資金調達額	3,203,810,000円（差引手取概算額）（注）
行使価額及びその修正条件	当初行使価額1,777円 行使価額は、平成30年2月2日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。）の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
募集又は割当方法	割当先に対する第三者割当方式
行使期間	平成30年2月2日から平成32年2月3日まで
株式の種類	普通株式

<p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
<p>その他</p>	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしました。本割当契約において、①当社は、割当先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、②当社は、割当先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、並びに③割当先は、当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することができないこと等が定められています。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額であります。行使価額が修正または調整された場合には、資金調達額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合または当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少いたします。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 進	
常 務 取 締 役	柳 井 正 巳	技術、製造、資材担当
取 締 役	飯 田 陽 弘	営業部統括部長兼東京支店長兼技術部企画設計グループ長
取 締 役	山 田 靖	管理部統括部長
取 締 役	下 村 壽 一	技術部統括部長兼情報システム部部长
取 締 役 (監査等委員)	矢井田 修	日本不織布協会 顧問・技術委員会委員長・環境委員会委員長 一般社団法人日本繊維機械学会 不織布研究会委員長 繊維加工技術研究会 会長
取 締 役 (監査等委員)	波多江 嘉 度	株式会社サンビジネスサポート 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	青 木 透	キャリアーマネジメント AOKI 代表 兼 株式会社Consulente HYAKUNEN 最高顧問

- (注) 1. 取締役（監査等委員）矢井田 修、波多江嘉度及び青木 透の3氏は、社外取締役であります。なお、3氏は東京証券取引所に独立役員として届出済であります。
2. 当社は、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しております。当社の監査等委員会は、常勤の内部監査担当者から取締役の業務執行の状況等について定期的に報告を受けており、当社は、内部統制システムを通じて監査等委員会が主体となって組織的な監査を実施しておりますため、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

##### (2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員を除く）	6名	80,391千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	16,380 (16,380)
計 （うち社外役員）	10 (4)	96,771 (16,380)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）を含めております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、平成27年6月25日開催の第81期定時株主総会において、「年額180,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）」と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、平成27年6月25日開催の第81期定時株主総会において、「年額40,000千円以内」と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

社外取締役であります取締役（監査等委員）矢井田 修氏、波多江嘉度氏及び青木 透氏の重要な兼職の状況は「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各氏の兼職先の間には、特別の関係はありません。

#### ②当社における活動状況

取締役（監査等委員）矢井田 修氏及び波多江嘉度氏は、当事業年度に開催の取締役会12回及び監査等委員会15回の全てに出席し、取締役（監査等委員）青木 透氏は、平成29年6月27日の就任後に開催された取締役会8回、監査等委員会11回の全てに出席し、矢井田氏は機械工学の専門家としての知識や経験、波多江氏は金融機関等での知識や経験、青木氏は企業コンサルティングの知識や経験を活かし、監査等委員の職務に関する事項につき、それぞれの立場から適時発言を行っております。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人であった暁監査法人は、平成29年6月27日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,240千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,240

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための基本方針

当社は、業務の適正を確保し企業統治の強化及び質の向上に資するため、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、一部改定を行いながら基本方針に基づいて内部統制の運用を行っております。下記はその基本方針の概要であります。

#### I. 業務の適正を確保するための体制

##### 第1条 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び社員またはそれに準ずる者に法令・定款の遵守を徹底させるため、当社は企業行動指針を定め、また社員行動規範を守らせるためコンプライアンス委員会を設置し、違反行為があったときの報告体制として内部通報者制度を構築し、各部門のコンプライアンス委員からの実施状況の報告及び管理体制並びに研修体制を構築する。

また、当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、会社として毅然とした態度で対応する。

##### 第2条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報並びにリスク管理及びコンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制に整備し、文書管理規程を制定する。

##### 第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすあらゆるリスクを認識し、評価する仕組みを整備し、リスク管理の実効性を確保するためコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、それら各委員会の職務権限と責任を明確にした体制を整備する。また経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生するおそれがあった場合の体制を整備し、再発防止策等リスク管理規程・コンプライアンス規程を制定する。

**第4条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務権限と担当業務を明確にし、経営会議で経営計画及び予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行する。

**II. 監査等委員会の職務の執行のため必要な体制**

**第1条 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ（内部監査人）が監査等委員会事務局のスタッフを兼務する。

監査等委員会事務局の職務は、次のとおりとする。

- ① 監査等委員会議事録の作成
- ② 監査等委員会への資料の提供
- ③ その他監査等委員会の職務の補助

**第2条 前条の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項**

監査等委員会事務局スタッフの任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。

**第3条 監査等委員会の第1条の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

前条に基づき取締役からの独立性を高められた監査等委員会事務局のスタッフが、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務遂行に必要な補助業務を実効的に行う。

**第4条 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制**

取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会の定めるところにより、以下の事項に関し、要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

- ① 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ② 重要な会計方針及び会計基準の決定並びにそれらの変更
- ③ 業績及び業績見込の発表内容並びに重要開示書類の内容
- ④ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ⑤ 決裁書及び議事録の内容

**第5条 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

報告者が不利な取扱いを受けることのないよう社内規程を整備し、これらの社内規程が適正に運用されているかを監査等委員会が確認する。

**第6条 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても必要なものは随時支払う。

**第7条 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会と業務執行取締役との定期的な意見交換や、監査等委員が経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べる機会を確保する。また、監査等委員は、社長直轄の監査部門及び会計監査人から定期的に報告を受け、意見交換を行う。

監査等委員である取締役には、他の取締役及び使用人から独立した執務室を提供する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、当事業年度は12回開催され、法令で定められた事項及び取締役会規程に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件について担当の取締役より報告を受け、審議を行っております。
- ② 受注動向、業務進捗状況、組織人事をはじめ、経営全般に亘る諸問題に迅速に対応するため経営会議を原則月2回開催しており、当事業年度は22回開催いたしました。
- ③ 内部統制が実効的に行われることを確保するためにCSR委員会を設置し、当社監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、当社の内部統制システムの構築、維持、是正処置と再発防止にむけた業務の見直しの検討等を行っております。当事業年度は4回開催しております。
- ④ 監査等委員会では、監査等委員会で定めた監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づき、監査の方針、監査計画を作成し、取締役及び監査室その他の従業員等の職務の執行状況について、書類の閲覧、実地調査、情報収集等を行い、監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受け意見交換等を行っております。
- ⑤ 監査室が年間の内部監査計画に基づき当社各部門に対し内部監査を実施し、その結果は、取締役会、CSR委員会及び監査等委員会に報告しております。

---

(注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,936,669</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,205,950</b>
現金及び預金	5,493,281	支払手形	799,064
受取手形	97,570	買掛金	816,232
売掛金	7,732,687	電子記録債務	1,910,790
電子記録債権	1,251,324	1年内返済予定	
原材料及び貯蔵品	48,456	の長期借入金	352,504
仕掛品	186,027	未払金	29,456
前渡金	8,608	未払費用	91,206
繰延税金資産	96,369	未払法人税等	259,290
その他	26,023	前受金	676,688
貸倒引当金	△3,679	賞与引当金	146,939
<b>固定資産</b>	<b>4,454,773</b>	役員賞与引当金	40,311
(有形固定資産)	(2,977,555)	未払消費税等	34,695
建物	717,352	その他	48,769
構築物	30,534	<b>固定負債</b>	<b>1,352,829</b>
機械及び装置	168,825	長期借入金	194,720
車両運搬具	12,924	長期未払金	13,500
工具器具備品	20,929	再評価に係る	
土地	2,026,407	繰延税金負債	486,334
建設仮勘定	581	退職給付引当金	649,377
(無形固定資産)	(8,394)	資産除去債務	8,898
ソフトウェア	5,446	<b>負債合計</b>	<b>6,558,780</b>
その他	2,948	<b>純資産の部</b>	
(投資その他の資産)	(1,468,822)	株主資本	11,230,610
投資有価証券	1,351,721	資本金	1,412,014
出資金	15,458	資本剰余金	1,141,541
長期前払費用	1,647	資本準備金	924,747
繰延税金資産	30,902	その他資本剰余金	216,793
その他	71,393	<b>利益剰余金</b>	<b>8,680,271</b>
貸倒引当金	△2,300	利益準備金	109,922
<b>資産合計</b>	<b>19,391,443</b>	その他利益剰余金	8,570,348
		別途積立金	6,500,000
		繰越利益剰余金	2,070,348
		<b>自己株式</b>	<b>△3,215</b>
		評価・換算差額等	1,594,193
		その他有価証券評価差額金	490,159
		土地再評価差額金	1,104,033
		<b>新株予約権</b>	<b>7,858</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>12,832,662</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>19,391,443</b>

## 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,285,406
売 上 原 価		12,215,126
売 上 総 利 益		2,070,280
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		807,665
営 業 利 益		1,262,615
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	206	
受 取 配 当 金	27,160	
受 取 貸 貸 料 金	4,468	
受 取 保 険 金	6,720	
そ の 他	6,217	44,773
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,686	
保 険 解 約 損	2,615	
新 株 発 行 費	10,733	
為 替 差 損	8,545	
そ の 他	63	25,644
経 常 利 益		1,281,744
特 別 損 失		
工 場 修 繕 費	5,750	
固 定 資 産 除 却 損	4,774	
そ の 他	75	10,599
税 引 前 当 期 純 利 益		1,271,144
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	418,746	
法 人 税 等 調 整 額	△38,196	380,550
当 期 純 利 益		890,594

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 別途 積立金	利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
平成29年4月1日 期首残高	1,003,125	515,858	—	515,858	109,922	6,500,000	1,412,440	8,022,363
事業年度中の変動額								
新株の発行(新株予約 権の行使)	408,889	408,889		408,889				
剰余金の配当							△233,092	△233,092
当期純利益							890,594	890,594
自己株式の取得								
自己株式の処分			216,793	216,793				
土地再評価差額金の 取崩額							406	406
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	408,889	408,889	216,793	625,682	—	—	657,908	657,908
平成30年3月31日 期末残高	1,412,014	924,747	216,793	1,141,541	109,922	6,500,000	2,070,348	8,680,271

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計		
平成29年4月1日 期首残高	△109,308	9,432,038	386,984	1,104,439	1,491,424	—	10,923,463
事業年度中の変動額							
新株の発行(新株予約 権の行使)		817,778					817,778
剰余金の配当		△233,092					△233,092
当期純利益		890,594					890,594
自己株式の取得	△75	△75					△75
自己株式の処分	106,167	322,961					322,961
土地再評価差額金の 取崩額		406					406
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)			103,174	△406	102,768	7,858	110,627
事業年度中の変動額合計	106,092	1,798,572	103,174	△406	102,768	7,858	1,909,199
平成30年3月31日 期末残高	△3,215	11,230,610	490,159	1,104,033	1,594,193	7,858	12,832,662

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売買原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

機械及び装置 2～12年

##### (2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度末負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員の賞与の支払いに備えて、会社が算定した支給見込額の当事業年度末負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による按分額を費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。  
なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法……支出時に全額費用として処理しております。  
(2) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券 594,112千円

上記担保に供している資産に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金 144,148千円

長期借入金 10,660千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,731,504千円

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △345,246千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注1)	10,821	650	—	11,471
合 計	10,821	650	—	11,471
自己株式				
普通株式(注2)	226	0	220	6
合 計	226	0	220	6

- (注) 1. 発行済株式の増加650千株は、平成30年2月1日に第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権を発行し、権利行使が行われたことによるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少220千株は、平成30年2月1日に第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権を発行し、権利行使が行われたことに伴い、自己株式を処分したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	148,331千円	14円	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	84,760千円	8円	平成29年9月30日	平成29年12月11日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	252,231千円	利益 剰余金	22円	平成30年3月31日	平成30年6月27日

3. 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 930,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

短期繰延税金資産

賞与引当金	44,933千円
未払事業税	16,921千円
その他	34,513千円
短期繰延税金資産計	<u>96,369千円</u>

長期繰延税金資産

投資有価証券評価損	35,473千円
退職給付引当金	198,579千円
その他	33,995千円
小計	<u>268,048千円</u>
評価性引当額	<u>△62,235千円</u>
長期繰延税金資産計	<u>205,813千円</u>

長期繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	174,910千円
長期繰延税金資産の純額	<u>30,902千円</u>

再評価に係る長期繰延税金負債計	486,334千円
-----------------	-----------

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画に照らして、必要な長期資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	5,493,281	5,493,281	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,830,257	7,830,257	—
(3) 電子記録債権	1,251,324	1,251,324	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,350,921	1,350,921	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,615,297)	(1,615,297)	—
(6) 電子記録債務	(1,910,790)	(1,910,790)	—
(7) 未払法人税等	(259,290)	(259,290)	—
(8) 長期借入金	(547,224)	(545,980)	△1,243

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	624,054	1,307,111	683,056
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	61,796	43,810	△17,986
合 計		685,850	1,350,921	665,070

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額800千円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

**1 株当たり情報に関する注記**

1 株当たり純資産額	1,118円59銭
1 株当たり当期純利益	83円14銭

**重要な後発事象に関する注記**

(新株予約権の行使による新株の発行)

当社が平成30年2月1日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権は、当事業年度終了後、その一部につき権利行使され、平成30年5月21日までに行使が全て完了いたしました。

・行使された新株予約権の個数	9,300個
・行使価額総額	1,075,973千円
・未行使の新株予約権の個数	0個
・資本金の増加額	541,915千円
・資本準備金の増加額	541,915千円
・増加した株式の種類及び株数	普通株式 930,000株

(注) 計算書類の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

株式会社テクノスマート  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 邊 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノスマートの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（新株予約権の行使による新株の発行）に記載されているとおり、新株予約権の権利行使が行われ、行使価額総額の払込みが完了し、新株の発行を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社テクノスマート 監査等委員会

監査等委員 矢井田 修 ㊟

監査等委員 波多江 嘉 度 ㊟

監査等委員 青 木 透 ㊟

(注) 監査等委員矢井田 修、波多江嘉度及び青木透は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する継続的な配当を基本と考え、当期の業績、今後の経営環境及び事業展開のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、当期の期末配当につきましては、普通配当8円に特別配当として14円を加え、金22円といたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円（普通配当8円、特別配当14円）

総額 252,231,254円

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金30円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、各候補者の当事業年度における業務執行の状況、実績、経験等を踏まえ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たか はし すずむ 高 橋 進 (昭和23年8月7日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年1月 当社機械技術部統括部長 平成9年6月 当社取締役機械技術部統括部長 平成11年6月 当社常務取締役 平成12年12月 当社専務取締役（代表取締役） 経理、購買担当 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	135,400株
取締役候補者とした理由 長年に亘り当社の経営を担っており、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と経営全般における豊富な経験及び高い見識を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	やな い まさ み 柳井正巳 (昭和28年12月26日生)	昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 当社技術本部機械技術部次長 平成19年4月 当社資材本部外注管理部次長 平成20年4月 当社資材本部部長代理 平成22年4月 当社資材本部部長 平成25年10月 当社理事資材部部長 平成26年6月 当社取締役管理統括部長 兼機械技術統括部長 平成27年6月 当社取締役管理部統括部長 兼技術部統括部長 平成28年6月 当社常務取締役技術部統括 兼資材部統括兼情報システム部 統括 平成29年6月 当社常務取締役技術部統括 兼資材部統括兼製造部統括 現在至る	9,300株
取締役候補者とした理由 当社の技術部門及び資材部門において豊富な経験・実績があり、それらの経験を活かして管理及び製造部門でも当社に貢献するなど、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	い い だ はる ひろ 飯田陽弘 (昭和39年10月28日生)	昭和63年4月 当社入社 平成22年4月 当社技術本部企画設計部次長 平成24年4月 当社技術本部企画設計部部長代理 平成25年4月 当社技術部企画設計グループ部長 平成27年4月 当社理事技術部企画設計グループ 兼研究開発グループ部長 平成27年6月 当社取締役技術部統括副部長 兼情報システム部部長 平成28年6月 当社取締役営業部統括部長 兼東京支店長兼技術部企画設計 グループ長 現在に至る	4,200株
取締役候補者とした理由 当社の機械設計部門において豊富な経験・実績があり、特に営業的観点をもった企画設計及び受注獲得において貢献しており、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	やま だ やすし 山 田 靖 (昭和35年1月23日生)	平成16年7月 当社入社 平成23年4月 当社総務部総務課担当課長 平成25年4月 当社管理部総務・人事グループ担当課長 平成26年4月 当社管理部総務・人事グループ部長代理 平成27年4月 当社管理部総務・人事グループ部長 平成27年10月 当社管理部総務・人事グループグループマネージャー 平成28年4月 当社理事管理部総務・人事グループグループマネージャー 平成28年6月 当社取締役管理部統括部長 現在に至る	1,800株
取締役候補者とした理由 当社の総務・労務・人事管理をはじめとした管理部門において豊富な経験・実績があり、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	しも むら とし かず 下 村 壽 一 (昭和46年8月13日生)	平成6年4月 当社入社 平成20年4月 当社機械技術部第一課課長 平成23年4月 当社機械技術部第一課次長 平成25年4月 当社技術部機械技術第一グループ部長代理 平成27年4月 当社技術部機械技術第一グループ部長 平成27年10月 当社技術部機械技術第一グループグループマネージャー 平成29年5月 当社理事技術部機械技術第一グループグループマネージャー 平成29年6月 当社取締役技術部統括部長 兼情報システム部部长 現在に至る	2,200株
取締役候補者とした理由 当社の機械設計部門において豊富な経験・実績があり、当社の機械技術に精通しており、経営に関する見識を有していることから、当社の取締役として経営の重要事項の意思決定を適切に下すことができる人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

**第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

平成29年6月27日開催の第83期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました増市 徹氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなりますので、改めて法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案につきまして監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
増市 徹 (昭和32年8月14日生)	昭和59年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）、 昭和法律事務所入所 平成7年7月 法務省 人権擁護委員（現任） 平成10年4月 共栄法律事務所パートナー（現任） 平成16年4月 大阪簡易裁判所 調停委員（現任） 平成17年4月 京都大学法科大学院 非常勤講師・ 客員教授 平成19年4月 大阪地方裁判所 調停委員（現任） 平成20年4月 京都大学法科大学院 特別教授 平成23年4月 大阪弁護士会 副会長、 近畿弁護士会連合会 常務理事 平成27年1月 当社監査役 平成27年6月 当社監査役退任	0株
補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由 長年に亘り弁護士として活躍されており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、弁護士としての高度な専門的知識、豊富な経験等を当社の監査体制に反映していただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 増市 徹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。  
3. 当社は、増市 徹氏が監査等委員である社外取締役に就任いたしました場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上





